

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和四十五年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県営土地改良事業分担金等徴収条例

第一条中「分担金」の下に「並びに法第九十一条の二第一項及び第六項の規定による特別徴収金」を加える。

第二条第一項中「県営土地改良事業（」の下に「法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。」を加える。

第六条の見出しを「（知事の指定する事業等についての特別徴収金）」に改め、同条第一項中「付した分担金」を「付した特別徴収金」に改め、同条第四項中「規定による分担金」を「特別徴収金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「分担金」を「特別徴収金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の分担金」を「第一項又は第二項の特別徴収金」に、「前項の規定により徴収する分担金」を「第一項又は第二項の特別徴収金」に、「当該分担金」を「当該特別徴収金」に改め、同項を同条第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して八年を経過しない間に、法第九十一条の二第六項各号に定める場合に該当するときは、その者から、次項に定める額を納付させる旨の条件を付した特別徴収金を徴収する。ただし、災害その他知事がやむを得ないものと認めるときは、当該特別徴収金を徴収しないことができる。

3 前項の特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いて得た額とする。

一 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関

連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

二 当該機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。